

令和 8 年度 国立市地域密着型
サービス事業者の公募について（案）
（小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随
時対応型訪問介護看護）

令和 8 年 7 月

国立市
（健康福祉部高齢者支援課）

1 公募の趣旨

国立市では、介護保険制度における地域密着型サービスについて、第9期国立市介護保険事業計画に基づき、一部のサービス種別について、着実な基盤整備の推進とサービスの質の確保を両立させるとの観点から、公募を行うこととしています。指定のサービス種別については、公募に応募いただいた事業者の中から、指定基準等による審査を経て事業者の指定を行います。

なお本公募のうち、小規模多機能型居宅介護については、当市が寄贈を受け所有者となっている土地にて行うものであり、別紙「特記条件等」の内容を満たしていただく必要があります。

2 公募する地域密着型サービス事業及び整備年次

サービス種類	整備予定数	定員	事業開始時期	備考
小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)	1 か所	登録定員 29 人まで (宿泊定員は要相談)	令和 10 年度まで	※看護小規模多機能型居宅介護は応相談
定期巡回・随時対応型訪問看護介護	1 か所	—	令和 9 年度まで	サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等に併設しないこと、かつサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者へのサービスの割合を全利用者の50%未満とすること。

3 公募のスケジュール

日 程	内 容	
令和 8 年 7 月 2 9 日 (水) ↓ 9 月 1 8 日 (金)	事前相談期間	公募受付期間
令和 8 年 1 0 月 1 6 日 (金)		
令和 8 年 1 0 月下旬	第 1 次 審 査 (書 類 審 査)	
令和 8 年 1 1 月 2 0 日 (金)	第 2 次 審 査 (ヒ ア リ ン グ)	
令和 8 年 1 2 月中旬	選定結果通知・公表	

- ※ 1 多数応募があった場合は、他の日程を追加する場合もあります。
- ※ 2 選定後、利用者や地域住民に向けた周知について当市と協議していただきます。

4 公募する基盤整備圏域

国立市全域とします。

5 応募要件

5.1 応募資格

以下のすべての要件を満たす法人とします。

5.1.1 法人格の要件

次のいずれかに該当する法人であること。

- (ア) 社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人
- (イ) 医療法第 39 条に規定する医療法人
- (ウ) 特定非営利活動促進法第 2 条に規定する特定非営利活動法人
- (エ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）
- (オ) 農業協同組合法に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (カ) 会社法第 2 条第 1 号に規定する会社
- (キ) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 4 号に規定する企業組合
- (ク) その他法人格を有するもの

5.1.2 事業実績の要件

① 小規模多機能型居宅介護の応募の場合

次のいずれかを満たすこと。

- (ア) 令和 8 年 4 月 1 日現在、小規模多機能型居宅介護事業所を、1 年以上継続して運営していること
- (イ) 令和 8 年 4 月 1 日現在、訪問介護事業所、訪問看護事業所、通所介護事業所のいずれかの事業所を、3 年以上継続して運営していること

② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の応募の場合

次のいずれかを満たすこと。

- (ア) 令和 8 年 4 月 1 日現在、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を、1 年以上継続して運営していること
- (イ) 令和 8 年 4 月 1 日現在、訪問介護事業所、訪問看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所のいずれかの事業所を、3 年以上継続して運営していること

5.1.3 法令遵守の要件

以下のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号に規定する欠格要件
- (イ) 介護保険法第 115 条の 12 第 2 項各号に規定する欠格要件
- (ウ) 東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)に規定する暴力団及び暴力団員等に該当するもの、並びに法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等が含まれるもの
- (エ) 法人運営・施設運営等に関して過去 3 年の間に行政処分(指定取消、営業停止命令、業務改善命令等)を受けたことがないこと
- (オ) 公募申込書の受付締切日において、会社更生法又は民事再生法等による手続きをしている法人でないこと
- (カ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する法人でないこと(一般競争入札の参加資格を有していること)
- (キ) 最近 3 年間の法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (ク) 法人が運営している事業所に対し、過去 3 年以内に都道府県及び区市町村が行った指導検査等において、改善勧告を受けたことがないこと
ただし、文書による指摘を受けた場合であっても、改善報告書を提出し、改善が確認できた場合は、この限りではない

5.1.4 財務状況の要件

- (ア) 原則として、過去 3 期連続して営業活動に基づく黒字が出ていること。
ただし、特別損失等の一時的な事由による赤字の場合はこの限りではない。この場合、赤字の原因と黒字への転換計画(原則、開設予定時まで黒字転換が必要)を提出すること。なお、通常の営業活動(社会福祉事業又は介護保険事業に関するものを除く)に基づく赤字は、一時的な事由とは認められない。
また、過去 3 期のうち 2 期に営業活動に基づく赤字が出ている場合は認められない。
- (イ) 債務超過でないこと
- (ウ) 開設当初の運営資金が確保されていること
(開設後 3 か月分の運営費(年間事業費の 1/3 以上)及び法人事務費 100 万円以上)

5.1.5 事業継続性の要件

- (ア) 建物の所有権又は賃借権を有し、又は確実に有する見込みがあること
- (イ) 土地・建物の使用貸借契約、共有による確保等、事業の安定的な継続に支障が生じる恐れがあるものは認められないこと
- (ウ) 運営事業者は継続して事業を行うこと
- (エ) 当該施設整備以外の目的による抵当権が設定されている場合は、施設の安定的かつ継続的運営に影響を及ぼさないものであることを確認すること

5.2 応募に際しての注意事項

① 小規模多機能型居宅介護の場合

整備予定地の近隣関係住民(敷地境界線から 50m 範囲内の土地・建物の権利者及び居住者)及び町内会・自治会の会長に対して、本事業について説明を行うこと。説明方法は原則として面会による方法で実施すること。

なお、本事業は当市が寄贈を受け所有者となっている土地にて行うものであり、別紙「特記条件等」の内容を満たしていただく必要があります。

② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合

【既設事業所の場合】

事業所に隣接する住民に対して、本事業について説明を行うことが望ましい。説明方法は、面会、文書配布、掲示等の方法により実施すること。

【新たに事業所を建設する場合】

整備予定地の近隣関係住民(敷地境界線から 50m 範囲内の土地・建物の権利者及び居住者)及び町内会・自治会の会長に対して、本事業について説明を行うこと。説明方法は原則として面会による方法で実施すること。

6 指定基準について

- ① 「国立市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(国基準と同一です)を満たすこと
- ② 「国立市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(国基準と同一です)を満たすこと
- ③ 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号、第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しないこと

7 地域密着型サービス事業予定者の指定方法

7.1 事業予定者の指定方法

- ① 事業予定者の指定は、国立市介護保険運営協議会の審査に基づき、市長が指定します。
- ② 審査方式は、書類審査による第1次審査及び介護保険運営協議会での第2次審査を行います。
- ③ 応募がない場合等は、再度公募を行うことがあります。

7.2 審査の手順

7.2.1 第1次審査（書類審査）

応募要件、指定基準を満たすかどうかを提出された書類をもとに審査します。

7.2.2 第2次審査（介護保険運営協議会での審査）

国立市介護保険運営協議会の委員が、ヒアリング等により本事業に対する考え方、理解度及び運営体制等、事業計画を審査基準をもとに総合的に評価する審査を行います。

7.3 審査の基準

審査は、以下の項目に基づき実施します。

7.3.1 運営理念の理解及び基本方針について

- ① 本事業者公募に応募した理由

- ② 本サービスの運営方針
- ③ サービスの質を向上させるための方策
- ④ 認知症ケアに対する考え方
- ⑤ 利用者の状態、意向を配慮したサービス計画の作成の考え方
- ⑥ 自立支援のための具体的な手法
- ⑦ 重度化への対応
- ⑧ 関係法令（建築基準法、消防法等）の遵守

7.3.2 施設整備面について

- ① 施設の特性、安全面等について
- ② 地域交流スペースについて

7.3.3 事業運営について

- ① 運営基盤の安定性
- ② 事業収支シミュレーション
- ③ 利用者確保の方策
- ④ 登録・利用枠のコントロール（小規模多機能型居宅介護）
- ⑤ オペレーションセンターの機能・体制（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）
- ⑥ 訪問体制の確保に対する取り組み

7.3.4 従事職員関係について

- ① 職員の資質向上のための取り組み
- ② 職員の確保方法
- ③ 離職率低下への取り組み

7.3.5 衛生管理・事故防止・苦情処理体制等について

- ① 衛生管理・感染症予防への方策
- ② 事故防止・虐待防止への方策
- ③ 苦情処理のための体制
- ④ 防犯への対応
- ⑤ 防災への対応（計画、訓練、非常災害の際の連携体制、食糧等の備蓄、防火設備等）

7.3.6 地域等との連携について

- ① 開設予定地近隣住民への説明会の開催
- ② 周辺住民への配慮
- ③ 地域及び関係機関（他の介護サービス事業所、ケアマネージャー、医療機関等）との連携

7.4 審査結果の通知

審査の結果は文書により通知します。

7.5 事業予定者の公表等

応募状況、指定した事業予定者名及び指定結果を公表します。

8 公募の手続き

8.1 事前相談

本公募に申込みを希望する事業者の方は、高齢者支援課介護保険係に電話で予約を入れ、事前相談をしてください。その後、次により、指定申請書（（１）指定申請に関する提出書類一覧参照）及び開設提案書（（２）開設提案に関する提出書類一覧参照）を提出してください。

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。応募に要する費用は全て応募者の負担とします。

事前相談期間

令和８年７月２９日（水）～令和８年９月１８日（金）

8.2 提出書類

事前相談後、次により、指定等関係書類及び開設提案書を提出してください。

8.2.1 指定等に関する提出書類一覧

項 目	備 考	様 式
① 指定申請書等	指定に係る以下の書類	
	イ) 指定申請書	様式 1
	ロ) 付表	付表
	ハ) 添付書類チェックリスト	様式 2
	ニ) 添付書類	標準様式・様式自由
② 定款その他の基本約款	最新のもの	様式自由
③ 実地検査等結果	過去３年間の指摘事項及び改善報告等	－
④ 決算書等	イ 過去３年間の決算書類	様式自由
	ロ 納税証明（滞納のない証明）	
⑤ 資金計画	東京都の補助金を活用して整備を行う場合は、資金計画に補助金を見込んで作成してください。	
	イ) 資金計画書	様式 3
	ロ) 工事費見積もり	様式自由
	ハ) 預貯金残高証明書	様式自由
	ニ) 借入金返済計画書	様式 4
⑥ 事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類 ※定期巡回・随時対応型訪問介護事業所のみ	イ) 土地・建物登記簿謄本（原本） ロ) 建物賃借権登記の同意書 ハ) 土地・建物売買（賃借）契約書又は確約書※土地・建物が自己所有の場合は不要 ニ) 建築確認済証写し	－

	ホ) 公図（原本） ヘ) 周辺地図 ト) 土地・建物の概況写真	
--	---------------------------------------	--

※ 提出書類は、2部（正本1部、副本1部）提出してください。なお、副本については、印刷用原稿としますので、インデックスを付けず、コピーしやすいものを1部用意してください。

8.2.2 開設提案に関する提出書類一覧

項 目	備 考	様 式
① 開設提案書	所定の様式	様式5
② 事業者概要	イ) 事業経歴・実績	様式自由
	ロ) 事業者の基本的事項・代表者の経歴	
	ハ) 事業者の概要（パンフレットでも可）	
	ニ) 現在運営している施設または事業に関する資料	
③ 理念・基本方針	介護サービス事業を行うにあたっての理念、運営方針、サービスの質を向上させるための方策等	様式自由
④ 事業スケジュール	開設までの日程表等	様式自由
⑤ 基本計画図面等	事業規模（利用定員等）、設備、備品、床面積、平面図等	様式自由
⑥ 事業収支シミュレーション	5年目までの事業収支シミュレーション	様式6
⑦ 運営計画	イ) 利用者確保	様式自由
	ロ) 登録・利用枠のコントロールの方策※1	
	ハ) オペレーションセンターの機能・体制※2	
	ニ) 訪問介護員等及び看護職員の職種・勤務体制・訪問体制の確保に対する取組	
	※1 小規模多機能型居宅介護 ※2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
⑧ 従事職員関係	イ) 配置人員（職種、時間ごとの配置について）	様式自由
	ロ) 資格、経験（採用資格、実務経験について）	
	ハ) 雇用形態（常勤職員とその他職員について）	

	ニ) 資質向上のための取り組み、研修体制 (採用時、従事後)	
	ホ) 職員確保の方法・採用ルート	
	ヘ) 離職率低下への取り組み	
⑨ 衛生管理、事故防止、苦情 処理体制等	イ) 災害、感染症の予防体制等について	様式自由
	ロ) 苦情処理体制等について	
	ハ) 事故防止・安全対策、保険等について	
⑩ 地域等との連携	イ) 地域及び関係機関（他の介護サービス事 業所、ケアマネージャー、医療機関等） との連携	様式自由
	ロ) 開設予定地住民への説明会の開催状況、 周辺住民への配慮	

※ 記載内容については、前述の「7. 3 審査の基準等」を参照ください。

※ 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版（縦）での提出をお願いします。

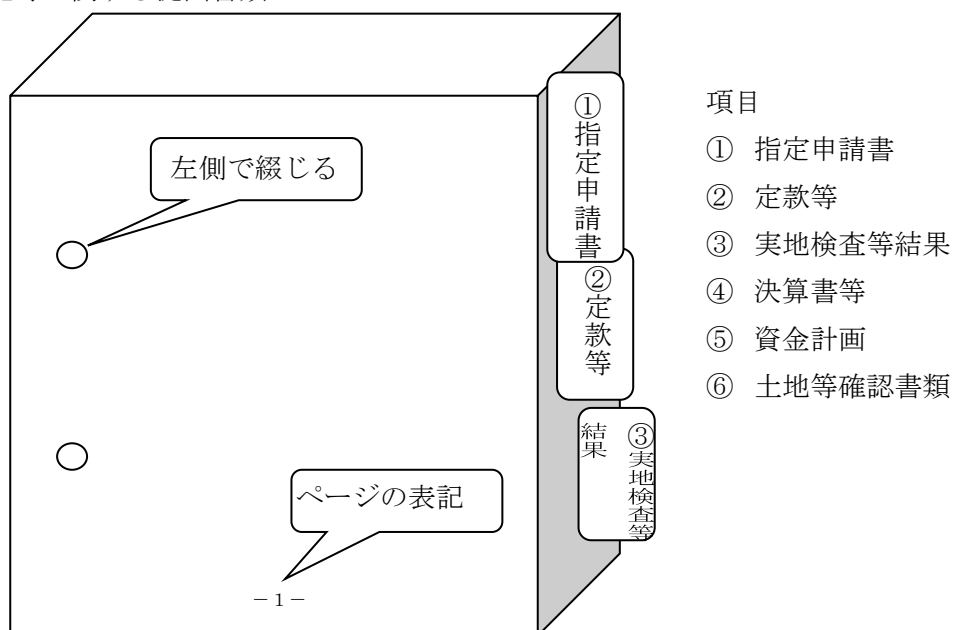
※ 提出部数は、2部（正本1部、副本1部）提出してください。なお、副本については、印刷用原稿としますので、インデックスを付けず、コピーしやすいものを1部用意してください。

8.2.3 提出書類の体裁

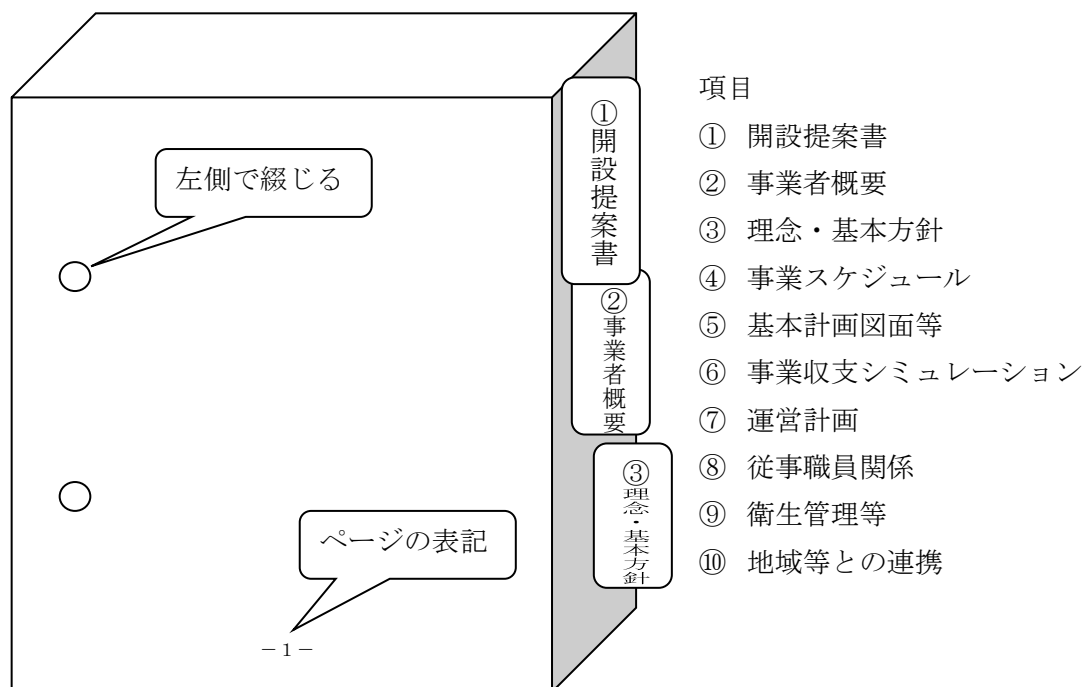
提出書類は、以下に記す体裁を整えてください。

- ☐ 全体の目次を付けること
- ☐ ページ番号を付けること
- ☐ 項目ごとに番号と文字表記のインデックスを付けること（番号のみの表示は不可）
- ☐ 指定申請書、開設提案書を別冊として、綴り紐やバインダー等で綴ること

指定等に関する提出書類



開設提案に関する提出書類



8.3 提出方法・提出先

電話で日時を予約した上で、国立市役所健康福祉部高齢者支援課介護保険係（庁舎1階2番窓口）へ直接持参してください。郵送等での提出は受け付けません。

国立市富士見台 2-47-1

電話：042（576）2122

e-mail：sec_koreishien@city.kunitachi.lg.jp

※ 提出書類は、国立市のホームページからダウンロードできます。

8.4 提出期間（公募受付期間）

令和8年7月29日（水）～令和8年10月16日（金）（厳守）

なお、受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

9 地域密着型サービスの基準及び報酬

事業の人員、設備及び運営に関する基準は、国立市が定める基準（厚生労働省令に定める基準と同一です。）とし、介護報酬単位は厚生労働大臣が定める単位に、国立市指定地域密着型サービスに係る独自報酬に関する要綱に定める独自報酬を加えたものとします。

10 補助金

10.1 補助金の概要

本市は、東京都の補助金を活用し、施設整備費等の補助金を交付します。

10.2 補助対象事業

東京都地域密着型サービス等整備推進事業費補助要綱及び東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金に基づく事業が補助対象となります。

10.3 補助対象経費

① 施設整備費補助の対象経費

- ア 建物の新築、改修工事費
- イ 工事事務費(工事費の2.6%以内)
- ウ 設備・備品購入費
- エ その他東京都補助要綱に定める経費

② 開設準備経費補助の対象経費

- ア 職員の求人及び採用に係る経費
- イ 職員の雇用に係る経費
- ウ 職員の研修等に係る経費
- エ 介護職員等の労働環境向上を支援するための経費
- オ 入所者等のサービス向上を支援するための経費
- カ 開設のための普及啓発に係る経費
- キ その他市長が必要と認めるもの

③ 補助対象外経費

- ア 土地の買収又は整地に要する費用
- イ 門・囲障・構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- ウ その他施設整備として適当と認められない費用

10.4 補助額

補助額は、東京都の補助基準に基づき、以下の通りです。

小規模多機能型居宅介護

補助類型	補助額(予定)
事業者創設型	44,700 千円／施設

※ 宿泊定員 9 人の場合。宿泊定員が異なる場合は調整されます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

補助類型	補助額(予定)
事業者創設型	7,900 千円／施設
事業者改修型	7,900 千円／施設
オーナー創設型	7,900 千円／施設
オーナー改修型	7,900 千円／施設

東京都介護施設等の 施設開設準備経費等支援事業補助金

補助類型	補助額(予定)
小規模多機能型居宅介護	1, 120 千円／宿泊定員 1 人あたり
定期巡回・随時対応型訪問介護看	18, 800 千円／施設

※ 上記は令和8年4月時点のものであり、補助額が変更になる可能性があります。最新の情報は東京都のホームページにてご確認ください

10.5 補助金に係る注意事項

- ① 本市は、東京都の補助金を活用し、施設整備費等の補助金を交付します。補助金の申請を予定している場合は、資金計画に補助金を見込んで作成してください。ただし、東京都の補助対象として採択されない場合があります。
- ② 東京都の補助対象として採択されなかったことに基づき生じた損失や損害等について、国立市は一切責任を負いません。
- ③ 工事に着工した年度内に工事が竣工しない場合は、年度ごとに出来高に応じて補助金を交付します。
- ④ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条による財産の処分の制限がかかります。
- ⑤ 補助金交付にあたっては、東京都及び国立市の補助要綱等に基づく補助条件を遵守していただく必要があります。
- ⑥ 交付する補助金はそれぞれの整備に係る各年度の予算配当を条件とし、市の予算額を限度とします。
- ⑦ 補助額は、補助対象経費の実支出額と補助上限額を比較して少ない方の金額とします。

10.6 補助金申請・交付スケジュール

東京都の補助金を活用する場合、東京都に対して事前協議が必要となります。補助協議書の提出期限が年 4 回設定されており、令和 8 年度のスケジュールは以下の通りとなります。令和9年度以降は未定ですが、同様のスケジュールとなることが想定されるため、事業所開設までのスケジュール作成の参考としてください。

(参考) 令和8年度東京都地域密着型サービス等整備推進事業補助協議スケジュール

補助協議	補助協議書 提出期限	補助内示時期 (予定)
第 1 回	7 月 1 0 日 (金)	8 月中旬
第 2 回	9 月 1 1 日 (金)	1 0 月下旬
第 3 回	1 1 月 6 日 (金)	1 2 月中旬
第 4 回 (次年度分事前協議)	1 月 2 9 日 (金)	6 月以降

11 その他

11.1 事業者指定までの流れ

本公募による選定後、利用者や地域住民に向けた周知について当市と協議していただきます。その後、介護保険法に基づく地域密着型サービスの事業者指定を受けることが必要です。

11.2 質問方法

評価項目及び評価基準、公募全般に係る質問の取り扱いについては、別紙「国立市地域密着型サービス事業者公募（小規模多機能型居宅介護）に関する質問書」に簡潔に記載し、ファクスまたは e-mail で、提出してください。

本公募に関し、電話での質問は受け付けません。

e-mail で質問する場合は、表題を「国立市地域密着型サービス事業者公募（小規模多機能型居宅介護）に関する質問」としてください。

12 第2次審査（ヒアリング）

令和8年11月20日（金）19時から（予定）

詳細は追って連絡します。